

横浜市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則  
(平成 27 年横浜市規則第 14 号)

(趣旨)

第 1 条 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号。以下「法」という。)の施行については、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令(平成 14 年政令第 367 号)及びマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則(平成 14 年国土交通省令第 116 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(除却等の必要性の認定の申請に係る添付書類)

第 2 条 省令第 76 条の 25 第 1 項第 3 号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 163 条の 56 第 2 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類又はその写し
- (2) マンション(法第 2 条第 1 項第 1 号のマンションをいう。以下同じ。)の付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 省令第 76 条の 25 第 2 項第 3 号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) マンションの付近見取図、配置図及び各階平面図
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 法第 163 条の 56 第 2 項第 1 号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者は、省令第 76 条の 25 第 1 項の規定にかかわらず、同項第 2 号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

(容積率等の特例の許可の申請に係る添付書類)

第 3 条 省令第 76 条の 30 第 1 項の規則で定める図書又は書面は、案内図、配置図その他市長が必要と認めるものとする。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、建築局長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(令和 4 年 4 月規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(令和 8 年 3 月規則第 38 号)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。